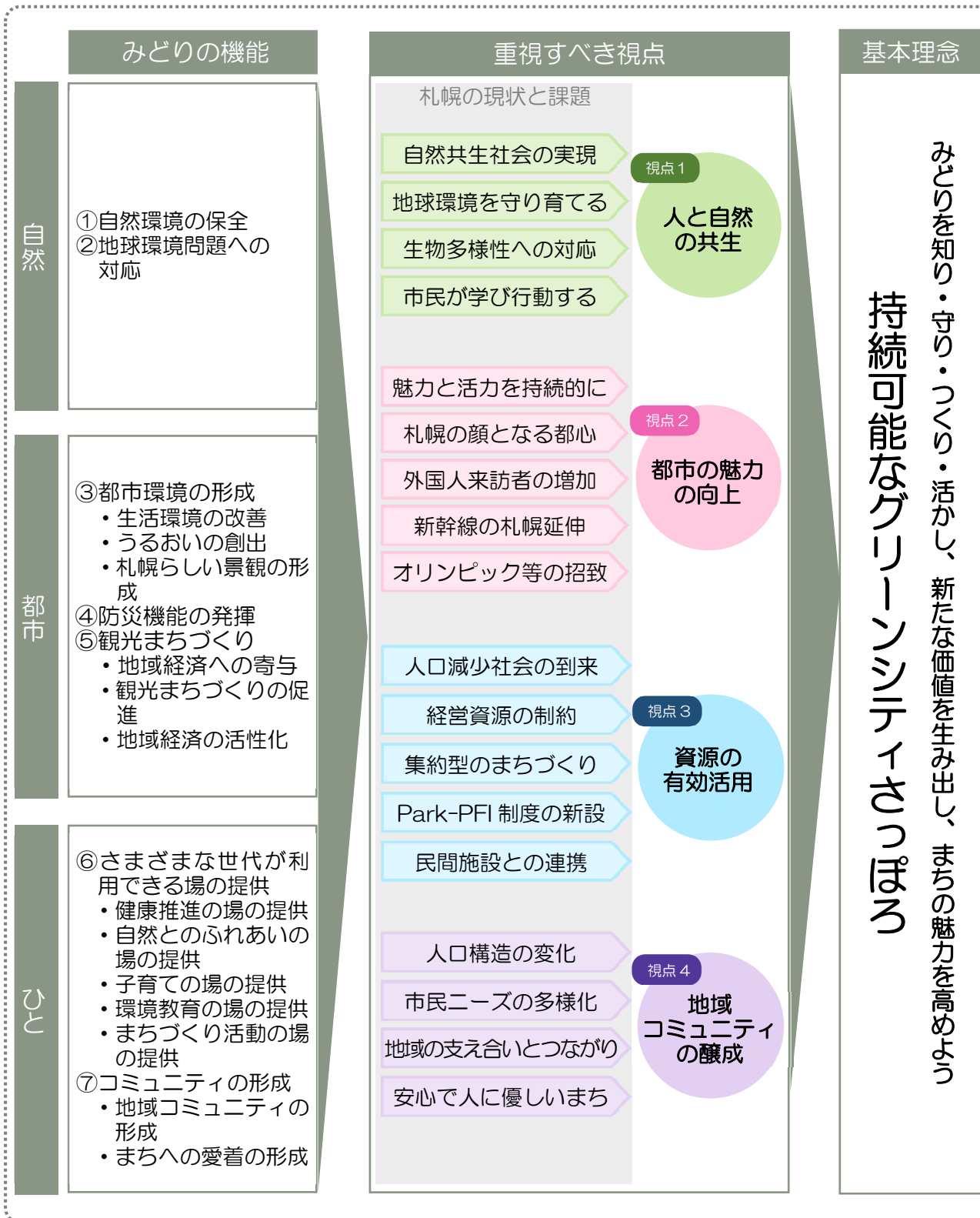


第6章 計画の体系と施策

第6章 計画の体系と施策

1 計画の体系



	みどりの将来像	目標	施策の方向性
自然	良好な自然環境が 保全され、 人と自然が 共生しています。	森林・草地などの 自然環境を適切に 維持保全して いきます。	1 持続的な森林保全・活用 2 生物多様性に配慮した みどりの保全 3 みどりの資源の有効活用 4 北東部の平地のみどりの 保全
都市	五感を通して 感じられるみどりが 保全・創出され、 都市の魅力を 高めています。	公園などの みどりで都市の 安全・安心を高め、 潤いや賑わいを 創出していきます。	5 市街地のみどりの推進 6 都心のみどりの増加と 価値の向上 7 街路樹のメリハリのある 管理 8 多様な機能を発揮する 公園づくり 9 ニーズに応じた安全・ 安心な公園の再整備 10 公園の適正な管理と活用 の推進
ひと	多くの人が みどりにふれあい、 幸福感のある 日常生活を 送っています。	市民が みどりを守り育て、 ふれあうための 取組を活発にして いきます。	11 自然を知り・守り・つく り・活かす活動の推進 12 都心のみどりで彩り 楽しむ活動の推進 13 身近な緑化活動の推進 14 協働によるみどりづくり の仕組みの充実

2 施策の方向性と施策

自然

みどりの将来像

良好な自然環境が保全され、人と自然が共生しています

地球環境を改善し、多様な生物の生息・生育空間となっている自然環境を保全するとともに、新たな利活用の推進を図ります。

方向性 1

持続的な森林保全・活用

札幌市では、無秩序な市街地の拡大を防止し、みどり豊かな都市環境を守ることを目的として、自然環境を形成するみどりを風致地区や特別緑地保全地区に指定するとともに、開発指向の強い地域や自然環境の保全が必要な森林を都市環境林として取得してきました。

また、札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づき、一定規模の現状を変更する行為に対して、樹林地の確保を義務付け、開発によるみどりの喪失を抑制しています。

さらに、活用の取組として、自然歩道や都市環境林の一部などで市民が気軽に自然にふれあうことのできる場を提供してきました。

今後は、風致地区や特別緑地保全地区などの制度を活用するとともに、都市環境林などの森林を適切に管理していきます。都市環境林については、より市民の活用を図るための計画を策定し、市民・活動団体・事業者との連携による整備などを進めます。

主な施策

○森林の保全推進

市街地を取り巻く重要な民間樹林地を公有化するとともに、森林の公益的機能の維持増進を図るために、間伐などの森林の整備や活用を促進します。

・都市環境林等の取得

自然環境・景観及び防災などの公益的機能上特に保全が必要な森林や、開発の恐れがある森林を、計画的に公有化します。



旭山都市環境林

○都市環境林の利活用の推進

森林の公益的機能を総合的に高めていく森づくりを通じて、野生生物の生息・生育環境を保全し、豊かな自然とのふれあい、森林レクリエーション、環境教育等の利用を推進するため、「札幌市都市環境林管理方針」（P76 参照）を策定しました。今後はこの方針を推進するため以下のことに取り組みます。

・新たな活用手法の検討

森林の機能や特性に応じた管理計画を策定し、それに基づいた森林の保全と活用を図ります。

都市環境林については、市民などによる森林レクリエーション利用を推進するため、活用について検討します。

・人工林の間伐などの推進

白旗山都市環境林では、人工林（針葉樹）の間伐などを行い、広葉樹の生育を促すことにより針葉樹と広葉樹が混合した自然に近い森林づくりを進めます。



人工林（針葉樹）の伐採風景（白旗山）

○多様化する自然歩道などの利用者への対応

札幌には8つの自然歩道と6つの市民の森があり、利用者は約26万人（年間推計値/平成24・25年度札幌市市民の森等利用状況調査より）となっており、広く市民に親しまれています。一方、ルート的には藻岩山・円山・三角山の3ルートで全体の約86%を占めているなど、利用箇所には偏りがみられるほか、外国人の利用や新たな利用形態（トレイルランニング）の増加があることから、自然への影響を考慮し、多様化する利用者の安全と利便性を確保する手法について検討します。



自然歩道の様子

札幌市都市環境林管理方針〔平成30年（2018年）策定〕

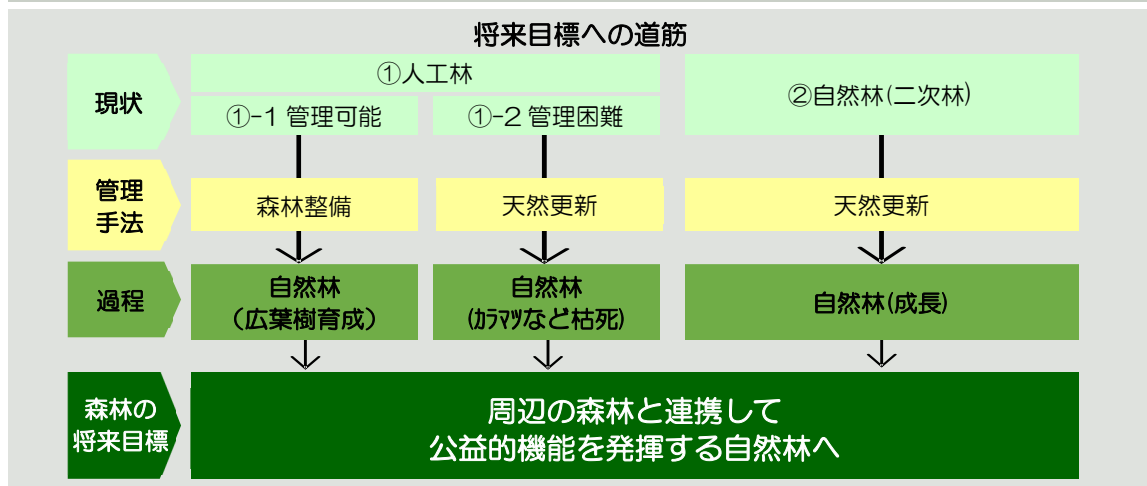
札幌市が保有する都市環境林（37地区）について、森づくりの在り方を明確に位置づける基本方針として、森林の機能と特性に応じた管理方針を策定したものです。

長期目標 大都市近郊に残された貴重な自然として、森林の多様な公益的機能の維持増進を図り、森林の保全と市民のレクリエーションの場として活用を図る。

基本方針

- ①森林の特性に応じた管理手法により、森林の有する公益的機能の発揮を目指す。
- ②都市環境林の立地条件や施設内容に応じて、都市近郊に残された貴重な自然環境の保全と活用を図る。
- ③森林ボランティア活動の促進を図り、市民と協働による森づくりを進める。

森林の基本的な管理手法



保全と活用の方向性

保全と活用のタイプ	里山的利用タイプ	レク・教育的利用タイプ	自然環境保全タイプ
森林の特性とタイプ条件	- まとまった面積の人工林（1ha以上）を有する。 - アプローチが可能である。 - 市民団体による利用実績があるか、または今後期待できる。	- すでに散策路などがあり、市民による利用がある。 - 隣接する緑地に散策路があり、連携することによって利用促進が期待できる。 - 散策や観察に適した自然資源を有する。	- 保全すべき景観や良好な自然環境を有する。 - 二次林であっても周辺の貴重な自然林と一体的に保全を図る必要がある（緩衝機能を有する）。 - 自然の推移に任せることで、自然林へと移行することが期待できる。
保全と活用の方向性	森づくり体験 - 森林ボランティア団体と管理方針や長期目標を共有しながら、協働の森づくりを進める - 市民による森づくり体験の場（植栽や間伐など）としての活用を図る。 - 隣接する緑地などで活動する市民団体との連携を図り、都市環境林の活用を促進する。 - 間伐材の利用促進	レク・教育的利用 - 市民の森林レクリエーション（登山や散策、自然観察など）の場として、散策路などの施設を維持・整備を進める。 - 都市環境林の利用を通じて、地域の多様な自然環境や森林の持つ公益的機能についての理解を深め、環境学習の場としての活用を図る。 - 隣接する公園などの緑地との連携を図り、一体的な活用を図る。	保全 - 地域特有の生物多様性の維持、保全を図る。 - 良好な都市環境の形成のため、住宅地に近接する景観林・緩衝地として、良好な自然環境の維持・保全を図る。 - 水源涵養、土砂流出防止や防風保安などの森林の持つ公益的機能の維持を図る。

方向性 2

生物多様性に配慮したみどりの保全

森林や草地、農地、公園緑地などのまとまりのあるみどりや、河川や街路樹などのつながりのあるみどりは、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、生物の生息・生育空間となり、生物多様性の保全に寄与するなど重要な役割を果たしています。

札幌市では、環状グリーンベルトとコリドーからなる骨格的なみどりのネットワーク（P20）を形成してきました。この骨格的なみどりのネットワークは、生物の生息・生育空間となり、生物多様性の観点から、都市のエコロジカルネットワーク※として機能しています。

今後も、生物多様性に配慮した都市のエコロジカルネットワークの保全と創出に努めます。

主な施策

○生物多様性に配慮したみどりの保全と創出

生物多様性の保全を図っていくために、札幌やその周辺のみどりの現状や特性などを踏まえ、自然環境の保全に努めるとともに、公園緑地や河川などを活用した生物の生息・生育地の連続性の確保に努めます。



公園緑地の生き物や自然環境

※都市のエコロジカルネットワーク：野生生物が生息・生育する核となる公園緑地と、移動空間となる道路緑化や河川で構成されるコリドーが、有機的につながる生態系のネットワークのこと。

○ヒグマ等の野生生物との共生

緑地や水辺の連続化については、ヒグマやエゾシカなど野生生物の侵入経路となる側面もあります。手入れをされない里山や河畔林、耕作放棄地などが市街地への侵入を誘発する可能性があることから、特に市街地周辺においては、土地の管理者や地域への普及啓発などの適正な管理に向けた取組が重要です。

○特定外来生物[※]の適切な処理

公園緑地などの整備や維持管理において、特定外来生物を発見した場合には、関係法令に基づく適切な対応を進めます。



特定外来生物（オオハンゴンソウ）

○調査分析と情報共有

モニタリングや文献調査等により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関係する基礎的な情報を収集し、情報の共有化を進めます。

[※] **特定外来生物**：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』により指定されているもの。

方向性3

みどりの資源の有効活用

環境負荷の少ない循環型社会への取組として、地域材の利用や、公園や街路樹などの維持管理の際に発生する落ち葉や剪定枝などの有効活用を進めます。

主な施策

○市有施設における木材利用の促進

森林管理の適正化を図るため、学校をはじめとする公共建築物への地域材[※]の利用をより一層進めるとともに、さらなる木材利用の促進に向けて検討します。

○落ち葉の堆肥化

公園や街路樹から発生する落ち葉を堆肥化し、植物の栄養や土壌改良材として有効利用していきます。



落ち葉の堆肥化の様子

○伐採木・剪定枝などの有効活用

公園や街路樹などで発生する伐採木・剪定枝を市民配布することや、バイオマス[※]燃料及びチップ化したマルチング材として有効利用し、循環型社会[※]の実現に向けた市民意識の向上や普及啓発を進めます。



剪定枝のチップ化



剪定枝チップの舗装材への活用

※ **地域材**：北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材のこと。

※ **バイオマス**：再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石燃料を除いたもの。太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであり、生命と太陽がある限り、枯渇しない資源。

※ **循環型社会**：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

方向性 4

北東部の平地のみどりの保全

札幌市の北東部に広がる農地は、田園風景や牧歌的な景観を醸し出すなど市民の原風景として重要な役割を担っているほか、原野や湿地のみどりなどは野生生物の生息・生育の場として生物多様性保全に役立っています。

今後は、農地の適切な保全と活用に加え、農地の多面的機能を維持保全できる遊休農地の利活用方法の検討や、平地のみどりで活動を行っている団体と連携することで、平地のみどりを保全していきます。

主な施策

○農地の保全と活用

農地の利活用状況や農地所有者の意向の把握を通して、地域の実情にあった農地利用の調整による適切な農地の保全と活用を図ります。

平地において良好な景観の形成や農業体験の場の提供など多面的機能が発揮できるよう、農地を有効活用していくことが重要です。

市民が農的な活動にふれられるよう、地域性に応じた市民農園[※]や体験農園[※]などとしての活用や、農地の多面的機能の維持保全につながる地域のニーズにあわせた遊休農地の利活用方法を検討します。



北区のレタス畑

○NPO 団体との連携

平地のみどりにおいて、観察などの活動を行っている団体と連携しながら、今後、平地のみどりの保全について検討していきます。

※ **市民農園**：都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培・高齢者の生きがいづくり、地域交流の場、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

※ **体験農園**：農園主が作付け計画を行い、種や苗、農作業に必要な農具を用意し、農園主の指導により野菜作りを行うことができる体験型農園のこと。

五感を通して感じられるみどりが保全・創出され、都市の魅力を高めています。

今後は、市民・活動団体・事業者等と共に、充足しているみどり（既存ストック）の有効活用などを進め、みどりの豊かさ、にぎわい、憩いなどを日々の暮らしの中で感じることができる魅力的な都市環境の形成を進めます。

方向性 5

市街地のみどりの推進

市街地においては、公園や河川、街路樹、民有地のみどりがあることで全体として良好な住環境を形成していますが、今後、効果的な維持管理を行うため、それらの機能や価値を検証し、市街地のみどりを守り育てていきます。

主な施策

○市街地の緑化と保全

市街地のみどりは、公園や河川、街路樹、公共・民間施設の緑化、家庭の庭などで構成されています。今後はこのようなみどりをどう維持していくかについて、方向性を検討します。



中島公園のみどり

○緑化重点地区の緑化の推進

緑化重点地区とは、水と緑のうるおいと安らぎのある街の実現を目指し、都市緑地法に基づき指定する、都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区です。

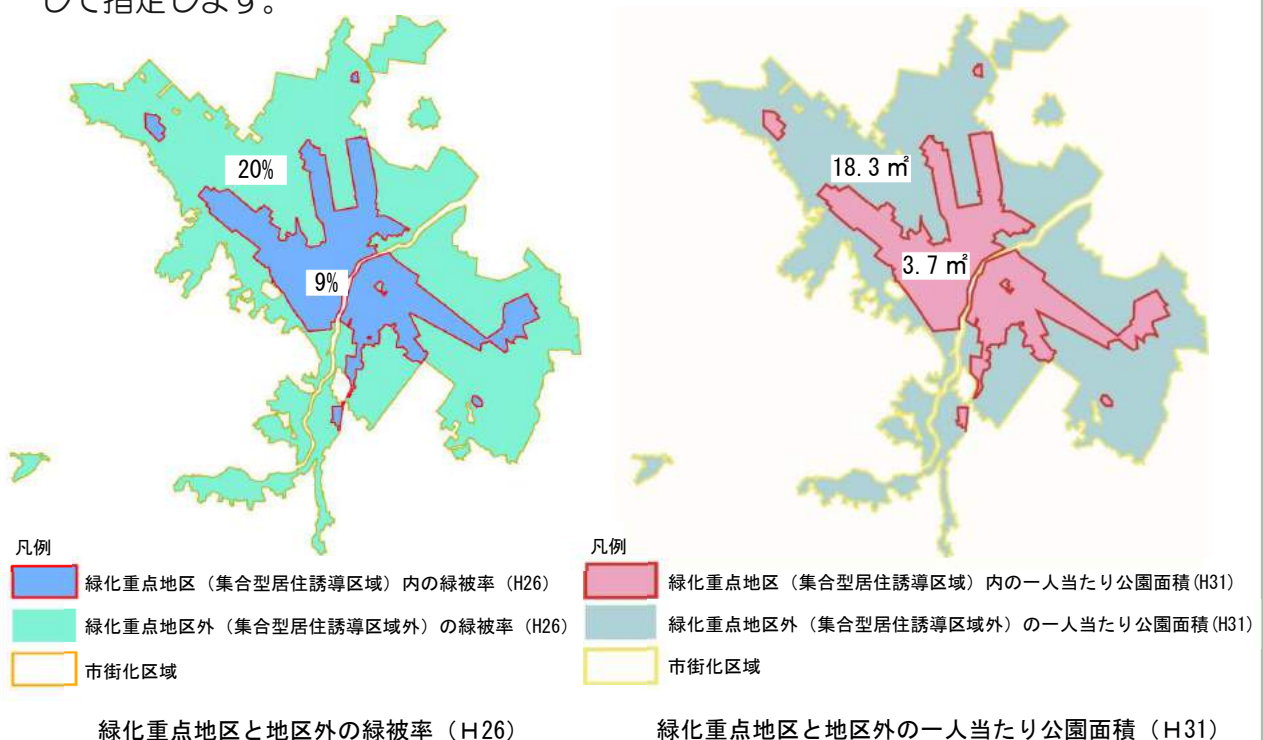
緑化重点地区では、公共施設による緑化とあわせて、住民による民有地の緑化など市民・事業者・行政が連携して緑化を重点的に推進し、住民の憩いの場を創出するとともに、みどり豊かな街並みを形成します。

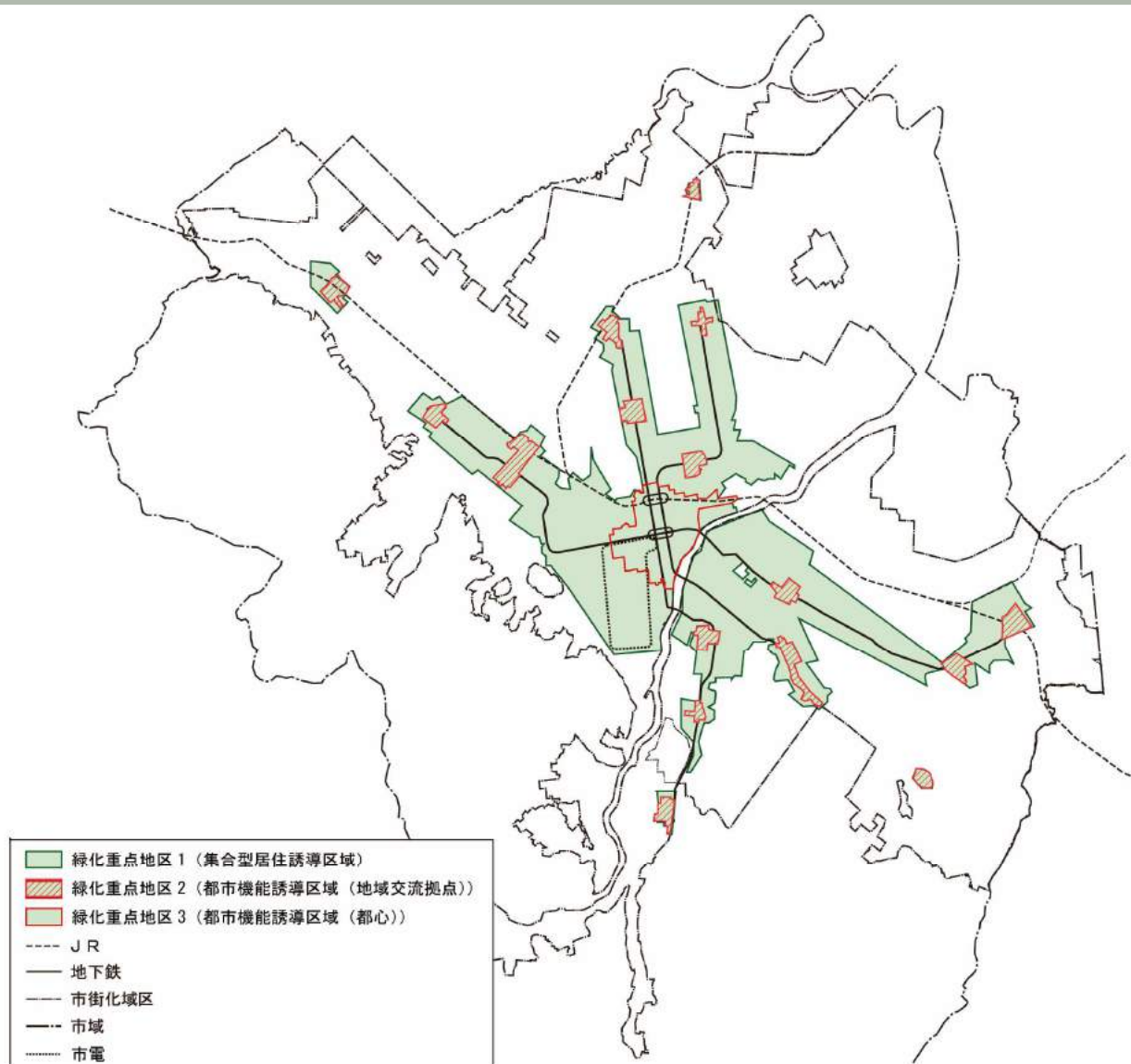
緑化重点地区

札幌市では、札幌市立地適正化計画において、「集合型居住誘導区域」「都市機能誘導区域（地域交流拠点）」「都市機能誘導区域（都心）」等を設定し、市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置を図ることで、第2次札幌市都市計画マスタープランが掲げるコンパクトな都市づくりの実現を目指しています。

なお、都市機能誘導区域を含む集合型居住誘導区域内の緑被率は9%にとどまり、集合型居住誘導区域外の20%と比較しても低い状況となっています。また、一人当たりの公園面積は、区域内で3.7㎡と低く、区域外の18.3㎡と比べて非常に低い状況となっています。

緑化重点地区の指定においては、緑被率や公園の未充足状況、および、都市づくりの方向性を踏まえ、重要な観点として「駅前等都市のシンボルとなる地区」「公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区」「高密度で質の高い住宅市街地の形成が求められている地区」について設定することとし、これに該当する「集合型居住誘導区域」や「都市機能誘導区域（地域交流拠点）」「都市機能誘導区域（都心）」の範囲を緑化重点地区として指定します。





緑化重点地区位置図

緑化重点地区の範囲の定義

緑化重点地区1 [集合型居住誘導区域]

- ・おおむね環状通の内側と地下鉄の沿線、地域交流拠点に位置付けられている JR 駅などの周辺

緑化重点地区2 [都市機能誘導区域 (地域交流拠点)]

- ・交通結節点[※]である主要な地下鉄・JR 駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現状・動向などから、地域の生活を支える拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域

※さまざまな交通手段（徒歩、自動車、バス、鉄道など）を相互に連絡させる場所

緑化重点地区3 [都市機能誘導区域 (都心)]

- ・都心まちづくり計画（P87 参照）に定める都心の範囲や、都市再生緊急整備地域^{※1} 用途地域^{※2} などに合わせて画定した区域

※1：都市の再生の根拠として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域。

※2：機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための区分を行うために大枠としての土地利用を定めるもので13種類に区分される。

・緑化重点地区の基本方針

□緑化重点地区1〔集合型居住誘導区域〕

利便性が高い住宅市街地については、公園や公開空地など官民各々が管理するみどりのオープンスペースを活用し、有効な都市景観や住民の憩いと交流の場を創出するとともに、効果的な維持管理を行うためのみどりの機能や価値を検証し、住宅市街地の質を高めていきます。

また、公園の必要性が高い地域では、周辺の状況も踏まえ、公園を整備するとともに、民間再開発などによって生み出される公園以外のみどりのオープンスペースも活用していきます。

□緑化重点地区2〔都市機能誘導区域（地域交流拠点）〕

地下鉄駅周辺など利便性の高い地域については、集約型のまちづくりと連携して、施設の複合化や民間開発にあわせたみどり豊かなオープンスペースの創出を図り、地域特性に応じた、うるおいやにぎわいのある多様な交流空間を創出していきます。

□緑化重点地区3〔都市機能誘導区域（都心）〕

みどり豊かで魅力的な都心の形成に向けて、大通公園や創成川公園、中島公園など都心における重要なみどりの拠点と、みどり豊かな街並みを彩る重要な街路樹を有する軸について充実を図り、大切に守り活かしていきます。

まちづくりと連動した、都心のみどりづくりについて、「都心のみどりづくり方針」を策定し、みどり豊かで魅力あふれるまち札幌の形成をリードするとともに、市民や来訪者が憩い交流し滞留する魅力的な空間を創出していきます。

○コリドーの保全と充実

骨格的なみどりを形成しているコリドー（大通コリドー、創成川コリドー、豊平川コリドーなど）については、その保全を行うとともに、まちづくりの機会等を踏まえながら、さらなる充実を図っていきます。



コリドー位置図

○グリーンインフラ[※]の導入検討及び普及啓発

現在、グリーンインフラは、防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献など、さまざまな地域課題を解決するものとして注目を集めています。札幌市でも導入検討のための調査を行うとともに、都市の貯水機能を向上させる透水性のモデルガーデンを紹介するなど、市民や事業者に対して普及啓発を図ります。



雨水浸透型花壇（厚別公園）

○市街地の象徴となる樹木の保存

市街地の象徴的な景観を創りだすとともに、札幌の歴史を物語る貴重な樹木などの保全を、景観重要樹木[※]や保存樹木[※]の制度により、公有地のみならず民有地においても進めます。

-
- ※ **グリーンインフラ**：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
- ※ **景観重要樹木**：景観法に基づき、景観計画区域内の景観形成上重要な樹木を指定し、地域の個性ある景観づくりのために保全する制度。
- ※ **保存樹木制度**：樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの、又は美観風致を維持するため必要なものを保存樹木又は保存並木として指定する制度。

都心のみどりの増加と価値の向上

多くの市民や来訪者が訪れる都心は、札幌の顔であり、公園や街路樹などのみどりにによって、札幌の魅力を感じられる空間の形成を進めてきました。

市で毎年実施している市民意識調査では、多くの市民が札幌を好きな理由として「緑が多く自然が豊か」という点を挙げていますが、都心における緑被率は、高いとは言えない状況にあります。

今後、北海道新幹線の札幌延伸や都心アクセス道路の計画、冬季オリンピック・パラリンピック開催招致などを契機にまちづくりが進められると予想されます。

以上の状況を踏まえ、これからは、これらのまちづくりと連動した都心のみどりづくりについて、みどり豊かで魅力あふれるまち札幌の形成をリードするとともに、市民や来訪者が憩い交流し滞留する魅力的な空間を創出していきます。

主な施策

○都心のみどりづくりの推進

よりみどり豊かで魅力的な都心の形成に向けて、新幹線延伸等に伴うまちづくりと連携して、大通公園や創成川公園、中島公園など都心における重要なみどりの拠点と、緑豊かな街並みを彩る重要な街路樹を有する軸について充実を図り、大切に守り活かしていきます。

また、官民連携による緑化を推進するため、緑化地域制度等を活用して建物の新築・改築の際の緑化の義務付けや、民有地緑化助成等の支援策の充実、表彰制度や緑化に取り組む事業者等 PR などによる緑化の誘導策の充実など、市民・企業がみどりを創出する実効性の高い仕組みづくりを検討します。

具体的には、第2次都心まちづくり計画等と連動して、各拠点や各軸に適したみどりづくりや良好なオープンスペースの創出を実現するため、「都心のみどりづくり方針」を策定し、都心のみどりについて目指すべき将来像を示すとともに、取組方針を明らかにしていきます。



都心のまちなみ

第2次都心まちづくり計画〔平成28年（2016年）策定〕

都心の構造となる「骨格軸」「展開軸」「交流拠点」及び「ターゲット・エリア」といった主要な要素について、あるべき姿を指針として定めるとともに、その具現化に必要とされる取組の方向性を骨子として定めています。

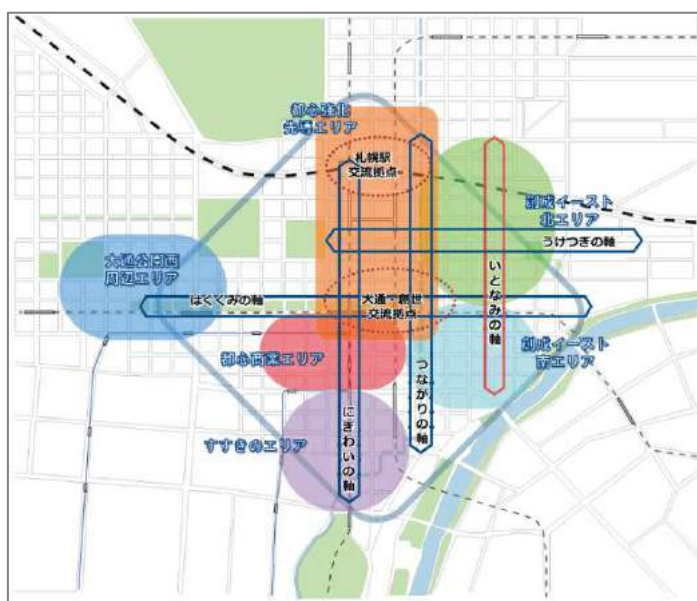
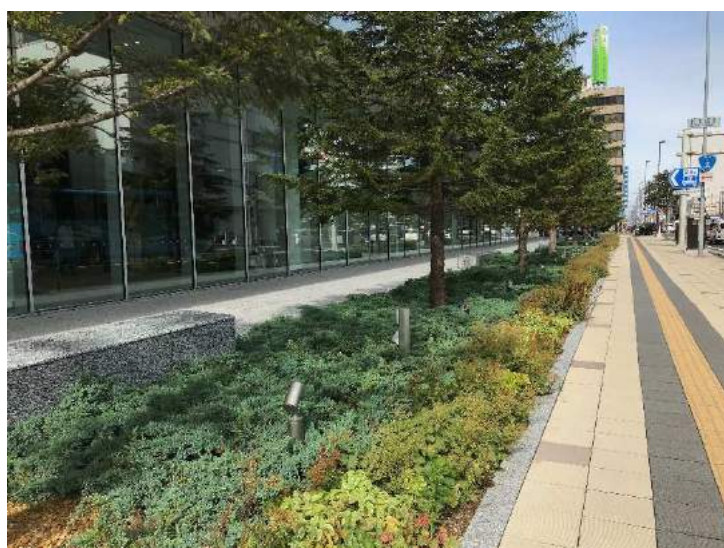


図 都心の骨格構造とターゲット・エリア

○公共施設等※の緑化の推進

公共施設等については、まちづくりをリードする良好な緑化空間を創出していきます。

建物などの公共施設の新築・改築の際には、市民が憩い、交流できる広場の整備や壁面・屋上・屋内緑化など、うるおいあるみどりのオープンスペースを創出します。また、街路などの公共施設においては、街路樹のボリュームのある樹形づくりを進めます。（P90「方向性7」参照）



さっぽろ創成スクエアの緑化

※ 公共施設等：公共施設、公用施設その他の札幌市が所有する建築物その他工作物を意味し、具体的には、建築物（いわゆるハコモノ）の他、道路・橋りょう、河川等の土木構造物、公営企業の施設（上下水道施設、病院、市場、地下鉄）等も含む包括的な概念である。

○民有地緑化の推進

・民有地緑化への助成

都心での開発や再整備にあわせてみどり豊かな空間創出を推進するため、民有地において、みどりのオープンスペースの創出や、壁面緑化、屋上緑化、屋内緑化などの取組を支援します。



屋上緑化の助成事例（そらのひろば ステラ 9）

・民有地の優良事例の紹介

民間開発による都心での緑化活動を促進するため、具体的な計画の参考となる民有地緑化の優良事例を事業者に紹介します。



優良事例のご紹介（札幌市）

○緑保全創出地域制度の見直し

札幌市では、緑の保全と創出に関する条例に基づき緑化を義務付けていますが、さらに都心の緑化を推進し魅力を高めていくため、現行制度の効果検証や公共・民間施設の緑化の現状などを把握したうえで、都心の再開発や公共施設の建替えなどに対応した緑保全創出地域制度の見直しを検討します。

○まちづくりと連携した都心の魅力づくり

都心においては、民間開発等とも連携しながら、札幌の気候特性に対応した空間の充実を図り、みどりのネットワークづくりを検討していきます。

また、ポケットパーク※などの市民や来訪者が憩い交流し滞留する魅力的な空間を創出していきます。



都心のオープンスペース（北3条広場）

○都心のみどりの景観の向上

大通公園などの拠点や、街路樹などのある街路を軸として、それぞれの個性を活かした、風格のある緑の景観形成や、人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的なみどりの景観形成を図ります。また、札幌の気候特性に対応したみどりのオープンスペースの充実を図るとともに、樹木の雪景色を見せるなど積雪寒冷地ならではの景観を意識したみどりづくりを推進します。



樹木の雪景色（時計台）

※ ポケットパーク：道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな滞留空間のこと。

街路樹のメリハリのある管理

街路樹は、日陰の提供などにより心身ともに快適な生活環境を形成するとともに、みどり豊かな街路景観を形成することにより、五感を通じて感じられるうるおいを創出するなど、市民が身近に感じることができる重要なみどりであります。

また、河川と共にコリドーとして骨格的なみどりのネットワークを形成する役割も担っています。

高齢化に伴う危険木の増加、管理コストの増加が見込まれることから、街路樹診断や計画的な更新などを進めるとともに、都心部・主要幹線については緑量ある景観づくりのため、きめ細やかな剪定を行うなど、みどり豊かな街並みを形成するため、街路樹を適正に維持・管理していきます。

主な施策

○札幌市街路樹基本方針（P91 参照）の推進

街路樹のある安全かつ美しい道路空間を形成していくため、今後の街路樹の目標像に向けた整備や管理の方向性を示す、札幌市街路樹基本方針を推進します。

・都心部や主要幹線道路の街路樹の充実

都心部や主要幹線道路は、災害時に緊急輸送道路として利用されることから、街路樹が交通の支障とならないよう重点的に安全管理を推進します。また、多くの市民が目にすることから美しくボリュームある樹形作り※に取り組みます。

・街路樹の樹種の改善

街路樹として適性が高く、札幌市の気候や環境に適した樹種を選んで植樹するとともに、成長の早い早生樹種※については樹種転換を推進します。

・街路樹の配置の改善

幅の狭い歩道にある街路樹は、住宅地への越境やバリアフリーなどさまざまな課題があるため、幅の狭い歩道には新たに街路樹を植えない取り扱いとし、既存の街路樹については、市民と協議の上、廃止も検討します。



幅が狭い歩道の街路樹

※ **ボリュームのある樹形づくり**：樹木の枝を強く切り詰めるのではなく、細やかな剪定や枝透かし等、樹冠の大きさを保つように剪定を行う「ボリュームアップ剪定」により、ボリュームのある樹形を維持管理する。

※ **早生樹種**：成長の早い樹種。ニセアカシア、プラタナス、ポプラ、シンジュなど。

札幌市街路樹基本方針〔平成 27 年（2015 年）策定〕

基本方針では、街路樹の価値を発揮させ、市民の皆様が街路樹に感じるメリットを増やすことを目的に10の基本方針や基本的な取組を定めています。

基本方針	基本的な取組
①都心部の街路樹の充実	都心部の重点管理、生育基盤改善
②主要幹線道路の街路樹の充実	主要幹線道路のボリュームある剪定の実施
③交流・生活拠点の街路樹の充実	交流・生活拠点地区の重点管理
④街路樹の改善	樹種および配置を改善する各種取組の実施
⑤健全な街路樹をつくりだす計画的な更新	効率的な街路樹診断の実施、街路樹更新計画の策定
⑥安全で災害に強い道路交通の確保	緊急輸送道路の重点管理
⑦産学官民一体となった街路樹づくり	広報・広聴の取組、ます花壇事業の推進
⑧街路樹管理技術の向上	造園業界団体と協力した技術研修
⑨道路事業関係者との情報共有	街路樹チェックシートの作成と運用、道内の行政機関との連携
⑩低炭素社会構築に向けたみどりのリサイクルの推進	剪定枝の再資源化（堆肥・木チップ・エネルギー利用など）、伐採木や落ち葉の活用

多様な機能を発揮する公園づくり

札幌市では札幌市住区整備基本計画などに基づき計画的に都市公園の配置が進められ、量的には一定の充足が図られています。このため、基本的に街区公園以外の公園は今後新規整備を行いませんが、都心やその周辺の人口が増加している地域では、市民にとって最も身近な街区公園の整備や狭小街区公園※の拡張を進めます。

公園は、環境保全、景観形成、コミュニティ形成、レクリエーション、防災などの機能を有しており、こうした多様な機能が発揮される公園づくりを進めます。

主な施策

○厚別山本公園（総合公園）の整備

環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど公園の持つ多様な機能を発揮するための公園整備として、ごみ処分場跡地を大規模公園として有効活用する厚別山本公園の整備を、2024年度の完成を目指して進めます。



造成中の厚別山本公園

○「公園の必要性が高い地域」での公園づくり

人口動態や第2次札幌市都市計画マスタープラン、周辺の公園整備状況などを踏まえたうえで、公園整備の必要性の高い地域については、重点的に街区公園の新規整備や、狭小街区公園の拡張を進めていきます。

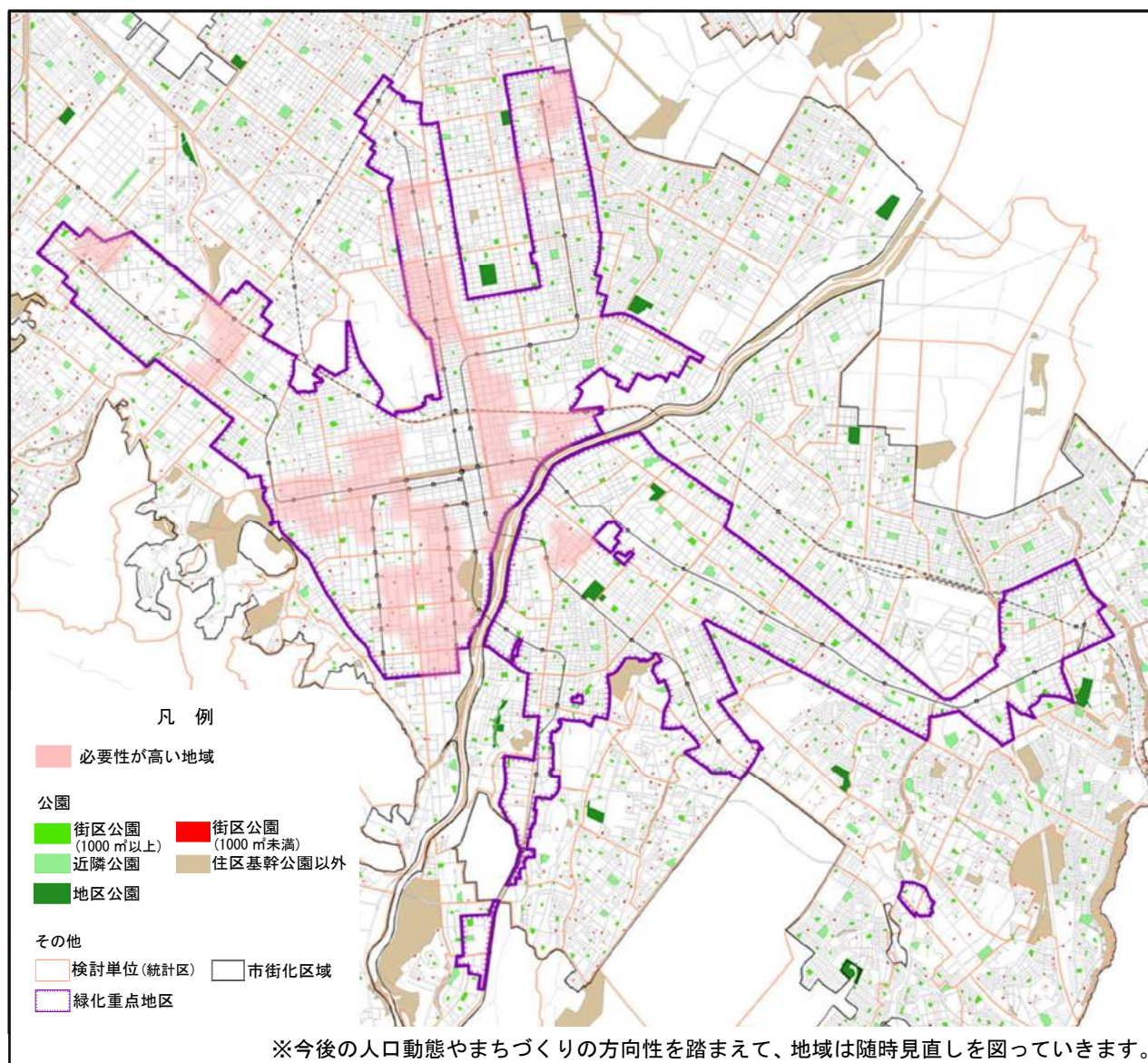
このような地域では、まとまった用地の確保が難しいことから、民間再開発等により生み出される公園以外のみどりのオープンスペースも、その整備内容や利用実態



伏見もいわ山公園

（地域ニーズ等）により、公園に準ずるものとして活用していきます。

※ 狭小街区公園：1,000㎡未満の街区公園。



公園の必要性和高い地域

○市民緑地制度の導入

都市緑地法に基づく市民緑地制度※を活用し、公園の必要性和高い地域において、広場、休養施設、修景施設、管理施設、便益施設、遊具施設等を設置した民間主体による緑地・広場の創出を進めます。

※ **市民緑地制度**：土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

方向性 9

ニーズに応じた安全・安心な公園の再整備

公園緑地の整備は一定の水準にあり、量的にはほぼ充足しています。一方で、公園施設の老朽化が進んでおり、今後は、経営資源的な制約や人口減少社会も見据え、公園施設の総量を抑制していくとともに、地域ニーズにあわせ、安全・安心にも配慮した再整備を行います。

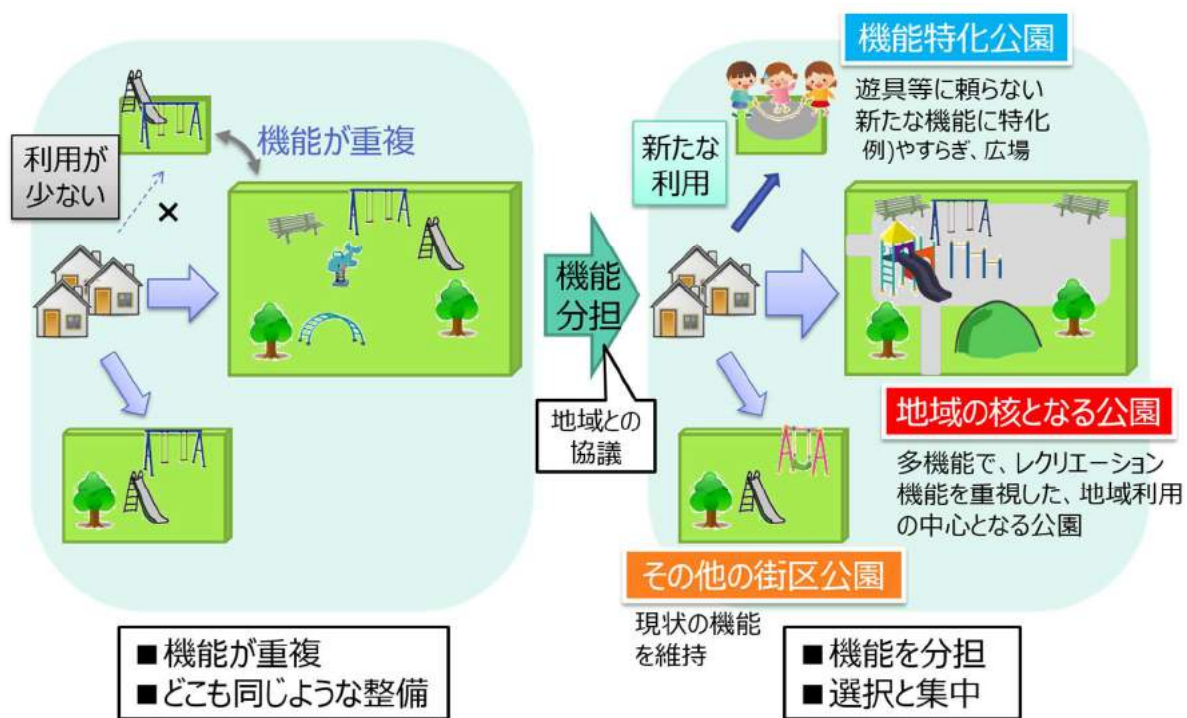
主な施策

○身近な公園の再整備

老朽化した身近な公園を対象に、ワークショップなどで地元住民と話し合いを行い、意見を反映するなど地域のニーズに応じた再整備や施設更新を行い、また、複数の街区公園が密集している場合には、地域ニーズや特性、公園面積、配置状況などを踏まえた機能分担を図ります。



機能特化公園



街区公園の機能分担のイメージ

○大規模公園の再整備

総合公園などの大規模公園においては、それぞれの公園が持つ特性に応じ、魅力の維持・向上に努めます。このため、根本的な見直しは行いませんが、必要に応じ、利用者のニーズを把握したうえで、部分的な機能の見直しを図ります。



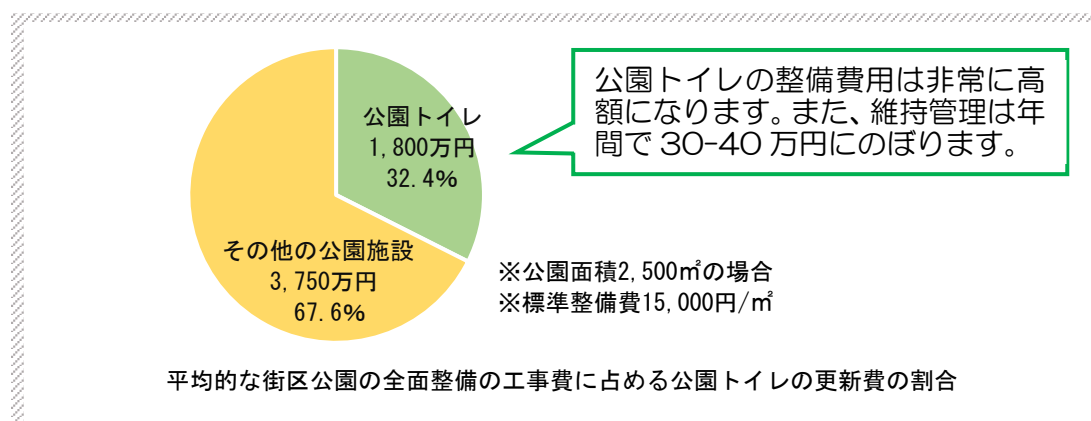
再整備予定の農試公園

○狭小公園の必要に応じた統廃合の検討

特に地域ニーズが高く、公園機能の向上、まちづくりへの貢献、コストダウンなどの効果が見込まれる場合には、必要に応じて狭小公園の統廃合について検討します。

○公園施設の適正化

公園の種類や規模、周辺の状況や利用状況などを勘案したうえで、施設撤去や配置転換などによる公園施設の総量のコントロールを行い、持続可能な施設の適正化を図ります。特に、公園施設のうち公園トイレは、政令指定都市の中で最も多い900棟近くを有し、そのうち5割以上が設置されている街区公園などのトイレは、更新時に公園利用状況や周辺地域の実態把握を行い、利用者の少ないトイレについて廃止を前提に検討していきます。



○安全・安心な公園づくり

さまざまな公園利用者の危険防止や必要な機能の確保のため、老朽化した遊具などの施設改修を実施するほか、入り口・園路、駐車場やトイレのバリアフリー化※を実施し、安全・安心な公園づくりとなる再整備を進めます。

主要公園では、外国人などの来訪者に対応するため、トイレの洋式化や、誰にでも分かりやすいピクトグラムなどを用いた案内表示を整備するなどユニバーサル化※を進めます。



ピクトグラムを用いた案内表示の事例

○災害に強いまちづくりに資する公園づくり

災害に強いまちづくりを推進するため、札幌市地域防災計画に基づく避難場所としての機能に加え、植栽などによる延焼防止など市街地の公園における防災機能の充実に向けた公園づくりを、関係部局や地域との連携により推進します。

・広場の保全、利用面の機能向上

災害時における避難場所や災害物資の荷捌き所などの災害復旧拠点として、最大限機能を発揮できるよう、公園緑地内の広場の保全及び周辺施設との連携など利用面の機能向上を図ります。



防災機能を持つ月寒公園

※ バリアフリー化：車いす利用者が円滑に移動し、利用できるように施設の改修を行うこと。

※ ユニバーサル化：「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、ここでは、外国人などの来訪者も含めて、誰もが使いやすいトイレとするため、洋式化や、わかりやすい案内表示とするなどの整備を行うこと。

- 公園緑地の防災機能のPR

災害時における公園緑地の重要性について、市民の理解を深めるとともに、公園緑地における防災機能のPRを進めます。



公園に設置された緊急貯水槽

- 他分野との連携

災害時の利用を見据えて、関係部局と連携し、防災訓練の実施など防災教育の場や共助の場としての活用を推進します。



公園内での防災訓練の様子

○冬季間の利用を推進する公園づくり

再整備を行う際には、快適な冬の暮らしを実現するため、地域の意向を聞きながら、スキーや雪遊びができる築山や広場などの空間や、利用ルールに基づく雪置き場など、施設の配置を考慮した公園づくりを進めます。

公園の適正な管理と活用の推進

都市公園は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを踏まえ、より有効活用していく必要があります。

都市公園が持つさまざまな機能を効果的に発揮させるため、利活用の推進に向けた民間活力の導入や公園活性化に関する協議会の設置など多様な場や機会の提供を進めます。

主な施策

○民間パートナーと連携した公園の管理運営の推進

市民団体や民間事業者などの民間パートナーとの連携により、公園の特性に応じた公園の利用サービス向上や持続可能な管理運営を推進します。

・市民団体の公園管理運営への参加

個人や町内会、福祉団体などとの連携により、公園の維持管理や運営に参加する機会を増やし、市民の満足度や公園に関する愛着を育みます。



市民によるベンチ塗装



市民参加で行う公園花壇の花植の様子

・民間活力による公園の魅力向上

指定管理者制度、公募設置管理制度（Park-PFI）※、設置管理許可制度※などの手法を活用して、公園内に飲食施設やレクリエーション施設等の誘致や、民間ノウハウを生かした管理運営を推進するなど、都市公園の魅力を高めます。

※ **公募設置管理制度（Park-PFI）**：平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行うものを、公募により選定する制度。

※ **設置管理許可制度**：都市公園法の規定より、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設（飲食店、売店等を含む）を設置又は管理することについて、公園管理者が与える許可制度のこと。

・公園の特性に応じた主要公園などの管理運営方針の作成

札幌市では、都市公園を取り巻く課題や都市公園法改正といった国の新たな動きを背景として、民間活力導入の可能性を踏まえた主要公園の管理運営のあり方（P103「主要公園の管理運営のあり方について」参照）を整理しました。

こうした主要公園の管理運営のあり方に基づき、公園のコンセプト等を民間パートナー等と共有するためのツールとして、公園の特性に応じた個々の公園ごとの管理運営方針を作成します。

○狭小公園の活用

狭小公園について、公園機能分担により新たな利用を生み出すほか、コミュニティガーデン[※]の設置など、レクリエーション機能以外での活性化を図る手法を検討します。



北の沢コミュニティガーデン

○ICT[※]活用

公園の更なる利活用を促進するために、ICTなどの新技術を活用し、公園案内へのQRコードを導入するなど情報を効果的に提供するための仕組みづくりを検討します。

主要公園では外国人などの来訪者に対応するため、HP等を活用して情報発信を進め、利便性を高めます。



アプリ「Tokyo Parks Navi」（東京都）

※ コミュニティガーデン：公有地や民間の未利用地などを、地域の方々が協力しながら緑化した地域の「庭」。

※ ICT：情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。

○プレーパーク※の場の提供

子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的に、既存の公園などにおいて地域住民などが主体的に運営を行うプレーパークの開催場所を提供します。



プレーパークの様子（西岡公園）

○若者の公園利用の推進

中学生、高校生を含む、若者の健やかな心身の育成のため、ニーズに応じた公園整備について検討します。



バスケットボールコートがある公園
（エルムの里公園）

※ プレーパーク：大人が子どもの遊びを見守ることで、子どもが自由な発想で遊びを展開できる機会や場所をつくる活動。

○多様な社会貢献の提供や機会の創出

公園への愛着を高めたり、幅広く市民や民間事業者からのサポートを得る手段として、寄附制度や事業者のCSR※、ネーミングライツ※など、多様な社会貢献の場の提供や機会の創出を進めます。



企業の美化活動の様子（大通公園）

○冬季間における公園利用の推進

快適な冬のくらしを実現するために、スキーや雪遊びのほか、利用ルールに基づく雪置き場など、冬季間のより一層の活用を推進します。



子どもが公園で雪遊びしている様子（円山公園）

○「公園の活性化に関する協議会」の設置検討

公園を利用する地域住民などと公園管理者が、利便性の向上に必要な協議を行うための協議会について、必要に応じて設置を検討します。

※ CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）：企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、倫理に基づく行動、法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

※ ネーミングライツ：体育施設や文化施設などの施設の名称に企業名や商品名などをつける権利のこと。企業からネーミングライツへの協賛による収入を得て、事業や施設の維持管理といった、施設の持続可能な運営などに役立てる。

都市公園法 公園の活性化に関する協議会の設置について

〔平成 29 年（2017 年）改正〕

まちなかなど立地条件がよいにも関わらず、十分に利用されていない都市公園があります。こうした状況を受け、都市公園法の改正により、公園管理者は都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織できるようになりました。

【協議会の構成委員】

- 公園管理者
- 関係行政機関・自治体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体、自治会、町内会など

【協議会における協議事項（例）】

- 都市公園の賑わい創出に向けたイベント開催など、運営に関する事項について
- キャッチボールやバーベキューなどの可否や、利用上のルール作りについて
- 住民参加による花壇作りや清掃などの美化活動など、住民協働のルール作りについて

○「札幌市公園施設長寿命化計画※」による計画的な公園施設管理

公園施設の全体的な老朽化が進行していることから、「札幌市公園施設長寿命化計画（平成 28 年策定）」により、計画的な維持補修や更新を行います。

○公園樹木の健全化・適正化

公園樹木については、定期的な点検と危険木の伐採により健全化を図ります。

また、越境や見通しを阻害している樹木や密植などにより健全な生育が期待できない樹木について、伐採や樹種更新などによる適正化に努めます。



見通しを阻害している樹木

○公園樹木の取り扱い方針等の運用

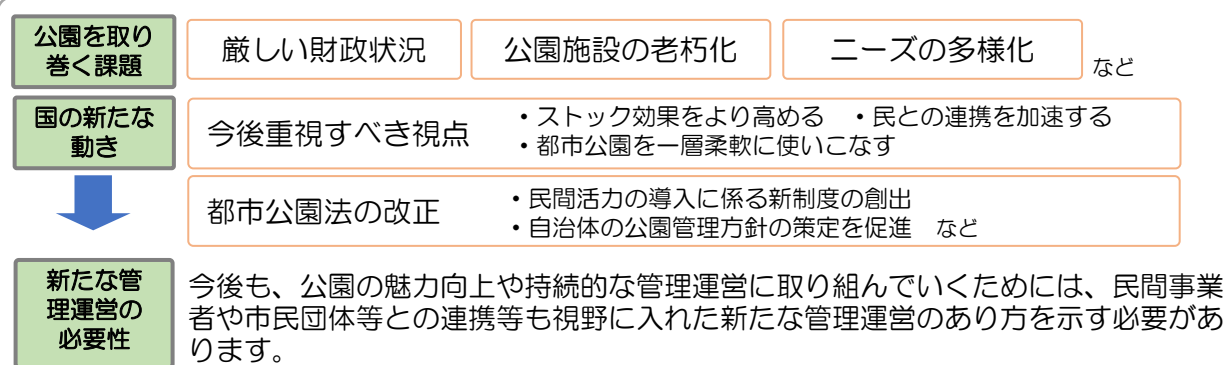
公園樹木の基本的な考え方を整理した「公園樹木の取り扱い方針及び指針※」については、早生樹種の取り扱いや災害に配慮する視点を盛り込むなど、指針の改訂を行っています。今後、この方針等に基づき、公園樹木の維持管理を行うとともに、樹種の設定や配植等の検討を行います。

※ 札幌市公園施設長寿命化計画：計画的な各公園施設の補修、更新を目的とし、公園施設状況の把握、安全面の確保、効率的・効果的な施設の維持管理を実施する計画。

※ 公園樹木の取り扱い方針及び指針：市内の公園樹木のあるべき姿を提示し、樹木の機能を最大限に発揮するために樹木の取り扱い方針を示す「公園樹木の取扱い方針（H19 改訂）」、公園の計画、造成等で、新規植栽を行う際の具体的な指針を示す「市街地に設置する公園における植栽設計指針（H31 改訂）」、公園の再整備や既設公園の維持管理の中で、樹木の移植や伐採を行なう際の具体的な指針を示す「身近な公園における樹木の取り扱い指針（H31 改訂）」のこと。

主要公園の管理運営のあり方について

【背景と目的】



【対象公園】

民間活力導入の可能性などを踏まえて、本市で重要な位置づけとなっている主要公園（総合公園、運動公園、都心部に位置し多くの市民に利用されている公園）を対象とします。（下表参照）

【目指すべき管理運営の方向性と推進施策】

①公園の特性に応じた管理運営を行います	公園はそれぞれに異なる特色（機能）を持っており、こうした特色を「特性」として捉え、特性に応じた管理運営を行います。
②公園の魅力を高めます	既存公園の資源を活用し、公園の特性を理解したうえで、公園の魅力を一層高めます。
③持続可能な管理運営を行います	民間資金の活用や多様な主体が公園の管理運営に関わる仕組みをつくり、持続可能な公園の管理運営を行います。

※留意点：民間活力を導入する際には、公園の特性に十分配慮し、憩い・安らぎと賑わいが両立するように留意します。

【主要公園の機能と特性の概要】

公園の基本的機能について、公園区域内のみどりや配置施設の状況などを考慮したもの、各機能を4段階で整理しており、*印が多いほど機能が高いことを示しています。

公園名 \ 公園機能		基本的機能				集客機能
		環境保全	都市景観	運動・レクリエーション	コミュニティ	
特殊公園	大通公園	**	****	**	**	****
	創成川公園	*	**	*	**	**
総合公園	中島公園	**	****	****	**	****
	円山公園	**	**	**	**	**
	百合が原公園	**	**	**	**	**
	月寒公園	**	**	**	****	**
	藻南公園	**	**	**	**	**
	前田森林公園	**	**	**	**	**
	平岡公園	****	**	**	****	**
	モエレ沼公園	*	****	**	**	**
	川下公園	**	*	**	**	**
	五天山公園	**	**	**	**	**
運動公園	屯田西公園	*	*	**	**	**
	手稲稲穂公園	**	**	**	**	**
	農試公園	**	*	****	**	**

本表が示すとおり、公園ごとに機能や特性は異なるため、公園の特性に応じて管理運営の方向性を整理する必要があります。

なお、本表は園内施設等を対象として整理したものであり、捉えきれていないものもあることから、細かな方向性も含めて、個別公園ごとの管理運営方針（個別方針）を作成し整理します。

※個別方針は、公園管理運営の指針となるほか、民間活力の導入を検討する際の基礎資料として活用します。

【事業展開】

2017年の都市公園法改正に伴って創設された「公募設置管理制度」（Park-PFI）等を活用して、今後、公園の魅力向上や持続的な管理運営に取り組んでいきます。

多くの人がみどりにふれあい、幸福感のある日常生活を送っています。

市民の多様なニーズを的確にとらえ、都市公園や森林など身近なみどりを活用できる環境を積極的に作り、みどりを通して誰もが暮らしやすい豊かな地域コミュニティの創出を進めます。

方向性 11

自然を知り・守り・つくり・活かす活動の推進

札幌が持つ多様な自然環境を保全するためには、市民一人ひとりが、自然環境について親しみと興味を持ち、理解を深め守り育み活かすことが重要です。

そのために、多様な主体と連携した活動や市民向け自然観察会など、自然を知り守り育み活かす身近な活動を推進していきます。

主な施策

○市民・活動団体・事業者など多様な主体との連携による森づくり

白旗山をはじめとする都市環境林の間伐、下草刈り、植樹など森林の維持管理を進めていくために、市民はもとより事業者や地域に根ざした森林ボランティア団体などと連携します。



白旗山

○自然観察会や学習会の実施

白旗山都市環境林などにおいて森林とのふれあいを通じた、森林の大切さなどへの理解のための市民向け観察会や学習会などを開催します。



自然観察会を行っている様子

○環境教育の推進

都市の生活環境と自然環境とが調和していることが、札幌の利点であり、こうした利点を環境教育、環境学習に生かしていくことが必要です。

札幌市豊平川さけ科学館などにより、豊平川のサケを始めとする生物や自然環境の保護に関する知識の普及を目的とした環境教育を推進します。



公開さかな調査



札幌市豊平川さけ科学館の実習館の様子

都心をみどりで彩り楽しむ活動の推進

市民や来訪者が多く訪れる都心のみどりは、快適な生活環境を提供するとともに、札幌らしい景観を形成しています。

また、みどりのオープンスペースなどは、市民が五感を通じて感じられるうるおいを創出し、憩いの場を提供しています。

札幌の顔となる都心において、みどりづくりに関わる活動を通じて、都市景観の向上や地域交流の活性化を図ります。

主な施策

○花と緑の都心まちづくりネットワーク

これまでは、札幌市全域を対象に花やみどりづくりを行っている個人・団体を対象とした登録制度を運用し、花と緑のネットワークを確立してきました。今後は、市民や NPO の主体的な活動に対して都心を中心に支援し、市民や事業者の参加を促し、みどりを通じたコミュニティづくりを行っていきます。

・都心の公園や広場で地域交流を活性化

都心での緑化活動を促進するため、都心で働く若年層を対象に講習会を開催し、新たな活動と地域交流を活性化していきます。

・都心でのおもてなし緑化

都心では、おもてなしの気持ちを込めたコンテナ花壇を市民と連携して、デザイン作りから管理まで協働で行ってきました。今後は、ボランティアの技能向上に向け、さらなる支援を実施し、より魅力的な花壇を作ることとはもとより、ボランティアの人々が楽しみ、来場者にも札幌らしさを感じていただけるような活動を行うことで、生活にうるおいをもたらします。



都心のコンテナ花壇の植え込みを市民参加で行っている様子

身近な緑化活動の推進

より多くの市民が身近なみどりづくりに取り組んでいけるよう、気軽に参加できる機会の提供や支援を進めるとともに、継続した活動が可能となるよう、制度の充実や普及啓発などを行います。

主な施策

○緑化活動の推進

市民の庭や事業者の敷地など、身近な場所において、アダプト・プログラム※、マイタウン・マイフラワープランなどの制度の活用を通じた普及啓発を行い、緑化活動の推進を図ります。



緑化活動の様子

○みどりづくり講習会の実施

市民に気軽にみどりづくりに触れてもらえるよう、緑のセンター※などで季節にあわせた植物や園芸をより楽しむためのさまざまな講習会を開催します。

※ アダプト・プログラム：道路など一定区画の公共の場所を「アダプト（養子）」にみたと、ボランティアとなる地域団体や事業者などが「里親」となって継続的に環境美化活動を行い、行政がその活動を支援するもの。

※ 緑のセンター：みどりの相談窓口や、各種園芸教室や押し花などの講習会の開催、不要になった樹木や草花を欲しい方に仲介するサービスなどを実施している施設。現在、豊平公園みどりのセンター、百合が原公園緑のセンター、平岡樹芸センターの3施設がある。

協働によるみどりづくりの仕組みの充実

みどりの将来像の実現に向けてみどりづくりを進めていくためには、さまざまな主体と連携することが重要です。

これまでも札幌市では、町内会やボランティア団体、事業者などさまざまな主体と連携し、みどりづくりを進めてきました。

今後は協働によるみどりづくりのより一層の推進のため、効果的な情報提供やみどりづくりの活動に関わる人の裾野を広げる取組、ボランティアリーダーの育成、若い世代や子育て世代なども参加しやすい仕組みづくりなどを進めていきます。

主な施策

○効果的な情報発信の検討と推進

市民活動を推進するために効果的な情報発信の方法を検討します。

・情報提供・共有のしくみ

市民、活動団体、学校、事業者などが行っている活動の充実、さらには新たな活動への展開を目指し、相互の情報提供・共有による連携のしくみを整えます。

・交流の場や機会の創出

市民、活動団体、学校、事業者などが行っている活動の連携を図るため、広く市民に活動を紹介するとともに、市民を交えた活動団体が交流するイベントを開催するなど、団体同士や市民と活動団体との交流のための場や機会を創出します。



大学と活動団体の協働による花植え

○イベントの開催などへの支援

みどりにかかわる人の裾野を広げるイベントの企画・運営や、さまざまな担い手によるイベントの開催などへの支援を行います。

○大学などとの連携

札幌の風土・歴史・文化などの特徴を活かしたみどりのまちづくりを、市民・活動団体・学校・事業者などと連携・協力しながら取り組みます。

・連携・協力による調査・技術開発の推進

札幌の気候風土や街並みに適したみどりの技術づくりを進めるため、学校・研究機関・行政機関などとの連携・協力によるみどりに関する調査や技術開発を進めます。



大学との連携の様子

・市民の自主的調査研究の支援

市民や活動団体によるみどりにかかわる調査研究がより活発に行われるよう、調査フィールドの提供などを含めて支援するしくみを整えます。

○ボランティア活動の促進

市民との連携によるみどりづくりを進めてきた結果、みどりのボランティア活動への登録者数は増えてきており、これからも、市民・活動団体・事業者など多様な主体がボランティア活動に気軽に参加し、継続できる支援に取り組んでいきます。

・ボランティア活動促進計画の策定と実施

公園ボランティアや森林ボランティア・タウンガーデナーなど、みどりに関わるボランティアのあり方を検討し、市民が参加しやすく継続できるボランティア活動の環境を整えるため、ボランティア活動促進計画を策定します。

・ボランティアリーダーの育成

園芸・緑化技術だけでなく、団体運営に必要な知識や、コーディネーターとしての役割などを広く学び、地域の緑化活動の推進力となる人材を育成します。

・ボランティアネットワーク拠点の構築

ボランティア活動を希望する人へ近隣のボランティア団体を紹介する場や、ボランティア同士の情報交換や交流の場が求められていることから、大規模公園の管理事務所や地区センターなどに、ネットワークづくりのための拠点機能を持たせることを検討します。



ネットワークサポーター育成講座の様子

○活動拠点機能の充実

自然観察、環境教育など公園緑地や都市環境林における活動をより一層推進するために、活動団体の活動場所や内容、運営形態に応じて、活動拠点の機能を充実させます。また、活動しやすく魅力的な拠点機能の充実を図るため、市民や活動団体などとの連携による運営体制を整えます。